

島根県立平田高等学校PTA会則

第1条 本会は島根県立平田高等学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

第2条 本会は島根県立平田高等学校とその生徒の保護者との連絡協調をはかり、学校教育の振興に資することを目的とする。

第3条 本会は下記の会員をもって組織する。

1. 正会員 島根県立平田高等学校生徒の保護者と教職員
2. 顧問 本会に特に功労があつて、代議員会で推薦された者

第4条 本会は第2条の目的を達するために下記の事業を行う。

1. 学校と家庭の連絡に関する事
2. 生徒の奨学に関する事
3. 教育上必要な設備充実に関する事
4. その他学校教育の発展に寄与する事

第5条 本会に下記の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 若干名
4. 代議員 若干名
5. 監事 3名
6. 事務局員 若干名

第6条 役員を選出方法は、下記のとおりとする。

1. 会長 代議員会において会員の中より選挙又は推薦によって定める。
2. 副会長 会長の推薦によって定める。
3. 理事 正副会長の推薦によって定める。
4. 代議員 支部代議員は各支部において選挙または推薦によって定める。
5. 監事 正副会長の推薦によって定める。
6. 事務局員 校長が教職員より委嘱によって定める。

第7条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会の特に功労のあつた者を代議員会の推薦により定める。

第8条 役員の仕事は、下記のとおりとする。

1. 会長 会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事 正副会長を補佐し、重要事項を協議する。
4. 監事 会計を監査する。
5. 代議員 本会の重要事項を審議し、又は決定する。
6. 事務局員 会長の命を受けて会務を処理する。
7. 顧問 会長の諮問に応じて意見を答申する。

第9条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。生徒の卒業または退学等のために欠員を生じたときは随時補充することができる。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

第10条 本会の会議は総会、代議員会、理事会とする。総会は毎年1回以上とし、代議員会、理事会は必要に応じて会長が招集する。議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は会長の決するところによる。

第11条 第4条の事業を行うために必要な専門委員会を設けることができる。設置する委員会、委員会の構成、活動内容等については、代議員会において定める。

第12条 本会の若干の支部をおく。支部の数および地域は代議員会において定める。

支部に次の役員をおく。

支部長 1名 副支部長 若干名

支部長は当該支部の代議員の互選によって定める。

副支部長は支部長の委嘱による。

- 第13条 本会の経費は正会員の会費と入会金及び有志の寄附金をもってあてる。
- 第14条 会費の金額は代議員会の決議により決定し、総会の承認を得るものとする。
- 第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第16条 本会の予算決算は代議員会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。
- 第17条 この会則に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、正副会長が協議して処理する。
- 第18条 この会則の変更は代議員会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

(弔意規約)

第19条

1. 香典ならびに献花

保護者死去の場合	香典 20,000	献花 15,000 程度
----------	-----------	--------------

教職員	〃	香典 20,000
-----	---	-----------

生徒	〃	献花 15,000 程度
----	---	--------------

2. 保護者及び職員が不慮の災害を受けた場合に見舞金を支出する。支出にあたっては、会長が事務局と協議し決定する。
3. その他、学校関係で慶弔の意を表すべき場合に慶弔費を支出する。支出にあたっては、会長が事務局と協議し決定する。

附則

この会則は昭和29年4月1日より施行する。

この会則は昭和47年6月7日より施行する。

この会則は昭和49年6月11日より施行する。

この会則は平成10年5月16日より施行する。

この会則は平成23年5月14日より施行する。

この会則は平成30年5月12日より施行する。

この会則は令和4年5月7日より施行する。